

2009年11月19日

各位

会社名 三井住友海上グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 江頭 敏 明
(コード番号：8725)

臨時株主総会の招集および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年9月30日および2009年10月30日付でお知らせいたしましたとおり、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、2010年4月1日付で、あいおい損害保険株式会社(以下「あいおい損保」)およびニッセイ同和損害保険株式会社(以下「ニッセイ同和損保」)との間で株式交換により経営統合を行い、あわせて、商号を「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」に変更するとともに取締役13名および監査役5名をおく予定であります。

今般、2009年11月19日開催の取締役会において、上記株式交換、商号変更のための定款の一部変更および役員の選任を承認いただくための臨時株主総会を招集することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日程および付議する議案

(1) 臨時株主総会の日程

2009年12月22日

(2) 臨時株主総会に付議する議案

株式交換契約の承認に関する議案

定款の変更に関する議案

取締役の選任に関する議案

監査役の選任に関する議案

2. 定款変更の目的、内容および日程

(1) 定款変更の目的

上記臨時株主総会において株式交換契約の承認に関する議案が原案どおり承認可決され、あいおい損保及びニッセイ同和損保それぞれの臨時株主総会において株式交換契約が承認されますと、当社とあいおい損保との株式交換及び当社とニッセイ同和損保との株式交換(以下、これらを総称して「本株式交換」といいます。)の効力発生日に、新たな保険・金融グループが発足することとなります。これに伴い、当社の商号を「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」に変更するために、商号に関する規定(現行定款第1条)について所要の変更を行うものであります。

なお、この定款の変更に関する議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換の効力発生日に効力を生ずることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>三井住友海上グループホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>MS&AD Insurance Group Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2009年12月22日

定款変更の効力発生日 : 2010年4月1日

以上